

著作物は財産です

加茂嘉久 権利委員長

ヒトが「生きる」ということを端的に要約してしまえば、「食って、出して、寝る。」ことがすべてでしょう。「生きる」の上に、「健康的に」とつけ加えたい人は、スポーツに打ち込んでみたり、薬をのんだりするでしょうし、「楽しく」という言葉を冠したい人は、映画を観に行ったり、コンサートに出かけたりするでしょう。「豊かに」という前置きをしたい人は、一生懸命仕事をするでしょう。いや、仕事ということになると、安全に生き伸びるためには大前提だといえます。「食う」にも、「寝る」にも金は必要だし、快適に「出す」にも、応分の社会的負担を伴うのは当然です。「生きる」ためには、否応なしに金が出ていくというのが、現在の社会の仕組みです。「仕事」をして、金を稼ぎ出さなければ、まず生きてはいけません。だから、現在のヒトは、「食う、寝る、出す」以外の時間のうち、約半分を「仕事」にふり当てて生きるのです。

しかし、それ位の「仕事」では、とても豊かなくらいまでは望めません。身体を使って働くだけでなく、道具や、頭を使って「仕事」をすれば、何倍もの効果を挙げられることを知っています。知恵を出せば、生きるために必要な分以上の収入が得られ、そこで人は、ゆとりを手に入れるでしょう。その余裕が積もり積もって、私的な「資産の所有」が可能になります。農民は美田を手に入れた、商人は銭を残すというわけです。しかも、こ

の私的所有物は相続され、死後もうけつがれていきます。こんなふう形成された私的財産所有は、私権として社会から手厚く保護されています。

それでは、「生きる」の上に「文化的に」という方法を選んだ人の場合はどうなるのでしょうか。この人達は、「仕事で得た資産」「その運用」の面ではアマチュアです。しかし、手と、道具と、頭を使つての「仕事」の結果、知的・精神的所有は増えていくはずですが。こんな無形の所有も、財産権同様に保護しよう、というのが著作権というものの考え方の基礎になっているのです。しかし、先にも述べたように、知的所有というものは形が無いのですから、他人の眼からは誠に判りにくいものです。いきおい、眼に見えるものから類推して、その知的所有を保証するしかありません。つまり、文化生産者の知識の深さや、精神的な高さはおいにおいて、表現物や、スタイルといったものだけを保護することになります。

この場合、問題があるのは、表現のもととなった人間のなかみより、手段としての表現、それも形式として認識し易いものが重視されるということです。そして、もう一点は有形の財産なら、所有者は唯一人を確定でき、ダブルことはあり得ないんですが、知的所有というものは、あるレベルの人が、同一テーマ、同一技法では、同じような表現になってしまうことが起こりがちだということです。つまり知的所有にはダブル所有やトリプル

所有もあり得るのです。

こんなアイマイさがあるために、知的所有を保護するはずの著作権法の条文が、いろんな読み方をされ、ある時は立法の趣旨とは全く正反対に運用されることだって起こり得るのです。ある人は期待過剰に陥り、ある人はウンザリしてあきらめてしまう、といった具合です。

ともかく、物質生産型社会においても財産所有権と同等に認められていながら、矛盾だらけのまま運用されているのが、知的財産権としての著作権というわけです。

この財産権を正当に行使するためには、自由な発想・自由な著作が保証されていなければなりません。つまり、思想の自由・表現の自由あつてこそ、私権の価値が生きてくるのです。おかみのいいなりではなく、自分達の財産目録を整理してみよう。そして正当な所有権を見直しましょう。表現の自由こそ、ヒトの大切な共有財産である文化を発達させる原動力です。文化的に生きるために、自分の財産の内容について勉強しましょう。

まわりくどいようですが、著作権が、どんな必要から生まれ、どう育ってきたのか、すべての知的生産者に理解してもらうために筆をとり始めました。以下、個々のケースを応用としてとりあげ、何かしら思い当られる方がいればと念ずる次第です。

